

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年8月31日

猪名川町長 岡 本 信 司

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

令和８年８月３１日

規則第１４号

職員の退職管理に関する規則（平成２８年規則第１９号）の一部を次のように改正する。

第２３条第３号中「所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第３項第１号括弧書に規定する給与所得控除額に相当する金額と同法第８６条第２項に規定する基礎控除の額に相当する金額の合計額」を「１６０万円」に改める。

附 則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改 正 条 文	現 行 条 文
(任命権者への再就職の届出を要しない場合) 第23条 条例第3条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1)・(2) (略) (3) 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であって、当該地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった日から起算して1年間に付き、<u>160万円</u>以下の報酬を得る場合	(任命権者への再就職の届出を要しない場合) 第23条 条例第3条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1)・(2) (略) (3) 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であって、当該地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった日から起算して1年間に付き、<u>所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第3項第1号括弧書に規定する給与所得控除額に相当する金額と同法第86条第2項に規定する基礎控除の額に相当する金額の合計額</u>以下の報酬を得る場合